

令和3年6月市議会 教育厚生委員会資料

第75号議案 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	1
2 改正理由	1
3 改正の内容	1～2
4 施行期日	2
5 新旧対照表	3～5

こども部

令和3年6月



1 改正する条例名

長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)の一部改正に伴い、書面で行う記録等に係る基準を見直したいのと、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいため。

3 改正の内容

(1) 記録の方法の見直し(第51条関係) ※参酌すべき基準

家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成等のうち、本条例の規定により書面で行うこととされているもの又は想定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとする。

改正箇所	改正後	改正前
目次	第6章 雑則(第51条・第52条)	第6章 雑則(第51条)
第51条	<p><u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第51条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>	[新設]
第52条	第52条	第51条

※想定される記録等・・・保育記録、日誌、健康診断の記録など

- (2) 関係条文の整理（第7条、第17条関係） ※従うべき基準
省令の一部改正に伴い、関係条文の整理を行うのと、その他所要の整備を行う。

改正箇所	改正後	改正前
第7条	以下この条	第3号
	以下この号及び第4項第1号において	以下この号において
	行う施設	行う者
第17条	前2号	第1号及び第2号

4 施行期日

3(1) 令和3年7月1日

3(2) 公布の日

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月14日 条例第42号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 雑則 (第51条・第52条)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>○長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月14日 条例第42号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 雑則 (第51条)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 [略]

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

（食事の提供の特例）

第17条 [略]

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) [略]

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であつて、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

(4) [略]

（電磁的記録）

第51条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 [略]

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

（食事の提供の特例）

第17条 [略]

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) [略]

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であつて、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

(4) [略]

[新設]

本、複本その他文字、図形等人の知覚によ
って認識することができる情報が記載され
た紙その他の有体物をいう。以下この条に
おいて同じ。）で行うことが規定されてい
る又は想定されるものについては、書面に
代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式其他人の知覚によっ
ては認識することができない方式で作られ
る記録であって、電子計算機による情報処
理の用に供されるものをいう。）により行
うことができる。

(委任)

第52条 [略]

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行す
る。ただし、第7条及び第17条の改正規定
は、公布の日から施行する。

(委任)

第51条 [略]